

「山形県外国人材採用支援デスク」運営業務委託に係る質問・回答

番号	受付日	回答日	質問	回答
1	R6. 4. 26	R6. 4. 30	■仕様書「4 業務内容（1）外国人材採用支援デスクの運営」について	
			①多言語への対応は必要でしょうか。必要な場合、最低限対応すべき言語を教えてください。	「外国人材採用支援デスク」は、仕様書4（1）に記載のとおり、外国人材の受入れに関心のある県内企業及び団体からの相談対応を目的としているため、多言語への対応は不要と考えています。
			②1日当たりの想定相談件数はございますか？本年度の実績もございましたら参考にさせていただきます。	「外国人材採用支援デスク」は新たに設置するものであり、相談件数に関する実績はありません。相談想定件数については、1日あたりの想定件数はありませんが、外国人総合相談ワンストップセンターでこれまで実施していた企業向け外国人相談（主に法制度に関するもの）への対応実績等を参考とし、年間50件程度を見込んでいます。なお、あくまでも見込みであり、最大件数とするものではありません。
			③想定以上の件数の相談があった場合、貴県との協議の上相談件数に制限を設けることは可能でしょうか。	相談件数に制限を設けることは想定していません。
			④採用支援デスクにおける想定配置人数はございますか？またスペース等の関係もあり配置人員に対して上限はございますか？	「外国人材採用支援デスク」は、企業からの相談の受付窓口としての機能を想定しており、また、設置場所にも制限があることから、仕様書4（1）①に定める配置場所へ常時配置する人員は1名を予定しています。
			⑤相談への対応方法として訪問と記載があるが、想定される訪問件数はございますか？	質問②の回答欄と同程度を想定しています。
			⑥採用支援デスクに配置する人材と（2）県内企業等のニーズに合わせた個別の採用支援に関して対応する人材は別でもよろしいでしょうか。	各業務を担当する人材の運用については、制限を設けておりません。
			■仕様書「8 その他（1）」について	
			⑦支援デスク用の机、椅子は受託者が用意することになりますか	仕様書8 その他（1）に記載のとおり、受託者が準備、設置することになります。
			⑧本事業において相談へ対応した企業に対し、自社のサービスの案内は可能でしょうか。（職業紹介等）	受託者の営業行為に類する業務は認めておりません。
⑨委託期間途中での概算払い、前金払いは可能でしょうか。またその場合の期間の目安についても伺います。（3ヵ月ごと、1ヵ月ごとなど）	委託料の支払は、原則として精算払となります。			
■提出書類について				
⑩社会保険・労働保険加入状況一覧表及び加入状況を確認できる書類 各1部 と記載ございますが、こちらは社会保険料納付領収書のコピーと労働保険概算・確定保険料申告書のコピーで代替可能でしょうか。不可の場合、当社でお示しできる資料が何か検討していない状況でしたので、ご相談させていただければと存じます。	確認書類は、社会保険については、直近の「納入告知額・領収済通知書」や「納入告知書納付書・領収証書」、また、労働保険については、「領収済通知書」や「概算・増加概算・確定保険料申告書」で結構です。なお、提出いただく書類は、公募要領4（1）①（注）に記載のとおり写しで差し支えありません。			